

和歌山市民図書館施設利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山市民図書館施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 施設を利用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする

- (1) 本市の学校関係団体、社会教育団体、文化団体等であつて、教育文化活動等図書館事業に関連する行事のために施設を利用するもの。ただし、その他教育委員会が適当と認めるものについては、この限りではない。
- (2) 本市の団体（本市に住所を有する者が代表をつとめるものに限る。）であつて、図書館資料を用いた活動等のために施設を利用するもの。なお、施設の利用人数は原則5人以上とする。

2 前項にかかわらず、図書館が使用する場合は利用できない。

(利用手続)

第3条 施設を利用しようとする者又は団体（以下「利用者」という。）は、「和歌山市民図書館施設利用申請書」（別記様式第1号）により和歌山市民図書館長（以下「館長」という。）に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請は、利用する日の2月前から1週間前までの間に図書館において受け付ける。

3 第1項に規定する申請は、図書館の開館時間内に受け付ける。

4 館長は、第1項の規定に基づく申請があつた場合において、この要綱の定めと反しないと認めるときは、「和歌山市民図書館施設利用承認書」（別記様式第2号）を交付する。

5 利用承認の優先順位は、利用申請の受付順位による。

(利用時間)

第4条 施設の利用は、図書館の開館時間内とする。

2 第2条第1項第2号に規定するものが利用できる時間は、1日3時間以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認め、教育委員会の承認を得たときはこの限りではない。

(利用に供する施設)

第5条 利用に供する施設は次のとおりとする。

多目的ルーム1 79.39㎡

多目的ルーム2 63.59㎡

(目的外利用の禁止)

第6条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは承認を受けた目的以外の目的に利用してはならない。

(設備の変更の禁止)

第7条 利用者は、施設の利用にあつて、設備に変更を加え、又は特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ館長の承認を受けたときはこの限りではない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、施設の利用にあつて次の行為をしてはならない。

- (1) 風俗を害し、秩序を乱す行為
- (2) 営利を目的とした行為
- (3) 募金又は寄付行為
- (4) 選挙運動又は政党等の政治活動その他これに類する行為

(5) 宗教の布教宣伝活動に関する行為

2 利用者は、施設の利用にあたっては、図書館職員の指示に従わなければならない。

(利用の制限等)

第9条 次のいずれかに該当するときは、館長は施設の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させることができる。

(1) 第6条、第7条又は第8条に違反したとき

(2) 災害その他事故により図書館の利用ができなくなったとき

(原状回復義務)

第10条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。利用を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(利用の報告)

第11条 利用者は、施設の利用を終了したときは、「和歌山市民図書館施設利用報告書」(別記様式第3号)を提出しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設・設備等を汚損、毀損若しくは忘失したときは、館長の認定するところにより、その損害を賠償しなければならない。

第13条 施設の利用について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

2 この要綱の施行の際、現に存するこの要綱による改正前の和歌山市民図書館施設利用要綱第3条第1項の規定により承認を受けた申請については、なおその効力を有する。